令和5年度事業計画書

社会福祉法人 松浦市社会福祉協議会

1 基本方針

長期化したコロナ禍での生活は徐々に以前の落ち着きを見せていますが、住民生活は、引き続き厳しい社会環境下におかれています。ダブルケア、ヤングケアラー、8050問題、認知症、虐待問題、引きこもり等も複雑に絡み合い、重層的支援体制が求められつつも、未だ先は見通せない状況です。地域福祉が目指すものは、これらの複雑に絡みあった問題を抱えながら生活している人に寄り添い、包括的に支援することです。社会から孤立させず、安心した生活を送ることができるように相談支援体制の充実が求められています。その体制を整備するため、地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、NPO、企業、さらには福祉以外の分野も含む幅広い関係者との「連携・協働の場」を創出・活性化することが社会福祉協議会に課せられた使命であります。

本社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な組織として、セーフティーネットの役割を果たせるよう、地域住民をはじめとするあらゆる関係者と協力し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されることなく 社会生活の中で共に支えあい、誰もが生きる喜びを感じることができる「地域 共生社会」の実現を目指し、以下に掲げる経営基本方針を遵守し、事業運営に 努めます。

経営基本方針

- 1. 経営の透明性と中立性、公正さの確保を図り、情報公開を積極的に行う。
- 2. 「連携・協働の場」として役割を果たし、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
- 3. 環境の変化に対応し、計画的に事業を展開するとともに、事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行う。
- 4. 全ての役職員は、高い倫理意識を保持し、法令等を遵守してルールを守った活動を行う。 (全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会 市区町村社協経営指針)

2 第3期松浦市地域福祉活動計画(2年目/5か年計画)

今年度は、「第3期松浦市地域福祉活動計画」の2年目として、初年度の取り組みを検証したうえで、地域住民を主体とし、あらゆる人の参加のもと本活動計画の基本方針「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を実行するため次の事業に取り組みます。

○人と人がふれあう地域づくり ~地域の人が集える仕組みづくり~

基本施策	実施計画	取り組み
住民が集う	自治会活動の状況を共	・誰もが役割をもって参加できる取り組みの研究。
場づくりの	有し、地域に合った支	・自治会へ出向き顔の見える関係を築く。
支援	えあいの仕組みづくり	
	を支援する	
	公民館等の利便性向上	・トイレや段差の解消、椅子や遊具等の購入対策を一緒に考え
	のための研究を行う	る。
		・自宅から集いの場(公民館等)の移動手段を考える。
地域や自治	地域や自治会活動の環	・ホームページや社協だより等を活用し、地域や自治会で行わ
会活動に参	境づくりを支援する	れている活動や行事について広報する。
加しやすい	「ふるさとふれあい支	・未来に継承したい慣習や行事等を、ホームページ等で発信、
環境づくり	援事業」(仮称)を創設	協賛金等を募り、活動資金を支援する。
の支援		

令和4年度活動の検証と令和5年度の活動方針

- ・コロナ禍の影響を受け、自治会への訪問、対話ができなかった。引き続き、状況を見ながら、 地域や自治会へのアプローチを図っていく。
- ・老人福祉センター万年青荘の送迎用バス路線の拡大について、自治会を通じて情報提供してもらい、新規利用者の増につながった。
- ・社協ホームページの活用について、関心を持っていただくための工夫を図っていく。
- ・社協だよりを年4回発行するほか、社協通信として、「笑門来福」を毎月発行し活動内容や日々の 気づきを発信している。スマートフォンから気軽にホームページを開いてもらえるよう話題を提 供していく。

○みんなに優しい地域づくり ~福祉サービスの充実と福祉のための人材育成~

基本施策	実施計画	取り組み
福祉協力員	福祉協力員登録制度	・各地区の自治会長・行政協力員等と民生委員・児童委員との
の育成	(仮称)を創設	連携を図るため、「福祉協力員」としての登録制度を創設する。
	福祉講座を開催する	・集いの場等での福祉制度の情報提供や公民館等を利用し、地
		域住民への介護技術等の普及を図る。
福祉教育の	学校における福祉教育	・福祉施設、人権擁護委員等と連携し、乳幼児、高齢者、障が
推進	の充実を支援する	いのある人達とかかわりを深め、福祉教育の充実を図る。
	地域における福祉教育	・地域住民を対象とした福祉教育の普及を図る。
	を推進する	
	福祉教育資材の充実	・福祉教育の多様な学習ができるよう資材の研究・整備を図る。
ボランティ	ボランティアが安心し	・ボランティアセンターの普及啓発を図り、活動希望者の登録
アセンター	て活動できる環境を整	を促進する。
の強化	備する	
	ボランティア希望者と	・ボランティア活動に関する講座の開催や活動場所の情報提
	活動場所の調整	供。

令和4年度活動の検証と令和5年度の活動方針

- ・福祉協力員の育成については、引き続き取り組んでいく。
- ・小学校での福祉体験を通じて、子どもたちの声を高齢者、障害者に届け、双方向になるよう、高齢者、障害者の方から、子供たちへの励ましや激励のメッセージを子どもたちへ届けた。想いが伝わる福祉教育を推進する。
- ・ボランティアセンターの活動についても、引き続き取り組んでいく。

○安心して生活できる地域づくり ~災害等に備えた体制強化と日常生活支援に取り組む~

基本施策	実施計画	取り組み
災害ボラン	災害ボランティア養成	・災害時にボランティア活動に取り組む人材の確保。
ティアの育	講座を開催する	・養成講座の実施。
成	災害ボランティアセン	・災害ボランティアセンターの演習訓練の実施。
	ター演習訓練を行う	・役割と取り組み内容を理解する。
	災害ボランティアセン	・運営機能、資材等を検討し、整備強化を図る。
	ターの整備	

日常生活支	ふれあい・いきいきサ	・住民主体の集いの場ができにくい地域にサロン事業を展開
援の取り組	ロン事業の拡充	し、地域とつながり見守り活動を行う。
み		・参加者の生活情報を定期的に把握し適切な支援につなげる。
	松浦地域・鷹島地域	
	(市委託事業)	
	福島地域は自主事業	
	サロン活動担い手養成	住民主体で集いの場が展開できるよう住民にサポーター養成
	に取り組む	講座への参加を促す。
総合相談機	法律相談会の開設	・無料法律相談会を開設し、市民に対し弁護士等への相談機会
能の体制の		を設け、相談支援の幅を広げる。
整備	専門機関とのネットワ	・地域住民、民生委員児童委員、介護支援専門員、保健師、社
	ークを確立	会福祉士、弁護士、医師など専門機関とのネットワークを確立
		する。(地域連携ネットワーク)
	相談援助業務の資質向	・専門職の確保に努め、社協職員全員が相談対応できるよう研
	上と人材育成	修会等を実施。
権利擁護事	日常生活自立支援事業	・判断能力がやや低下してきた人に対し、福祉サービス利用援
業の推進	(福祉サービス利用援	助や金銭管理等の生活援助を行う。
	助事業)	・本人の意思を尊重し、家族、介護支援専門員、生活相談員等
	長崎県社協の委託事業	との連携を図り、安心、安全な日常生活を支援する。
	日常生活自立支援事業	・養成研修を実施し、事業への理解がある人を生活支援員に育
	生活支援員の育成	てる。
	成年後見制度の周知啓	・成年後見制度の普及啓発。ホームページや社協だより等を活
	発	用し、制度の周知を図る。
	後見人の確保	・法人後見及び市民後見人の育成を推進する。
	法人後見事業の実施	・法人として後見等受任を推進し、受任体制を強化する。
L		

令和4年度活動の検証と令和5年度の活動方針

- ・災害ボランティアの育成については、まだ実施できていないため、引き続き取り組んでいく。
- ・サロン活動については、住民主体の集いの場の立ち上げにより、年々減少傾向にある。集いの場の立ち上げが難しい地域を重点的に、サロン活動の推進を図っていく。
- ・総合相談については、引き続き、相談員を配置し、各集いの場や万年青荘での相談支援を行う。 高齢者や障害のある方、支援の必要な方と交流を増やし、積極的にかかわっています。
- ・職員の相談支援技術の向上を図るため、オンライン研修等により、職員の資質向上を図る。
- ・成年後見制度をはじめ、各種制度の普及も行っていく。
- ・福祉施設や介護支援専門員との情報共有をおこない、支援の必要な方の情報の入手に努める。
- ・法人後見を受任する上で、弁護士等専門職の協力をいただき、体制整備を図る。

3 資金貸付事業・貸出事業

事業	内容
福祉資金貸付事業(自主事業)	・市内に居住する生活困窮者に対し、自立生活を援助するた
	め一時的に生活費用を貸し付ける。
	貸付上限額40,000円
緊急小口資金貸付事業	・緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする
(長崎県社協が実施主体、市町社	世帯に一時的に生活費用を貸し付ける。
協が申請窓口を受託)	・特例貸付の終了に伴い、その後の償還に係る相談、生活状
	況に対してのフォローアップを継続し自立支援に向けた支
	援を行う。
総合支援資金貸付事業	・失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て
(長崎県社協が実施主体、市町社	直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金
協が申請窓口を受託)	として貸し付ける。
松浦市福祉医療費貸付資金	・松浦市福祉医療費制度の適用により、医療費の自己負担額
	を貸付。貸付原資は、松浦市より年ごとに100万円借受
介護保険居宅介護(介護予防)住	・介護保険制度の適用により、20万円を上限に、改修費用
宅改修資金貸付	を貸付。貸付原資は、松浦市より年ごとに100万円借受
葬祭壇貸出事業 (自主事業)	・自宅等での葬儀の折、祭壇の貸し出しを行う。
(福島支所にて実施)	
福祉機器貸出事業 (自主事業)	・入退院時や外出、旅行等で一時的に必要な場合車いす等の
	貸し出しを行う。
福祉教育支援事業 (自主事業)	・市内学校を対象に、学校で行われる福祉教育のための企画
	協力、運営支援、講師の派遣、福祉体験学習のための備品貸
	し出しを行う。
備品貸出事業 (自主事業)	・自治会が行う交流事業等に対し、社協備品貸し出しを行う。

令和4年度活動の検証と令和5年度の活動方針

- ・自主事業の福祉資金貸付金については、臨時給付金や特例貸付などにより、あまり利用されていない。給付金がなくなった後の生活状況を注視していく。
- ・コロナ禍による特例貸付が、令和4年9月末で終了。
- 貸付件数 267件 貸付実人数 134 人、貸付金総額 98,800,000円 今後は、償還の相談支援に対応していく。
- ・福祉医療費貸付金、介護保険住宅改修資金貸付金の利用者は少ない。支援が必要な人に利用して もらえるよう引き続き周知を図っていく。
- ・車いすの貸し出し件数 18件 支援が必要な方へ情報発信していく。
- ・学校の福祉教育支援事業実施校数 4校 引き続き、学校の福祉教育の推進を図り、高齢者、障害者等との交流の機会を図る。

4 高齢者在宅福祉サービス

事業	内 容
高齢者食事サービス (自主事業)	・高齢者に集いの場所を提供し、月1回の会食を実施する。
(福島支所・鷹島支所)	・閉じこもりの防止
配食サービス(自主事業)	・即日対応を基本に、福島町内のボランティアグループの協
(福島支所)	力を得て弁当を配布。
	月~金は社協、土日はボランティアグループ単独で実施。

令和4年度活動の検証と令和5年度の活動方針

- ・高齢者食事サービスは、コロナ禍により実施できていない。状況を見ながら実施する。
- ・福島地区 配食サービス登録者数 18名 引き続き実施していく。

5 在宅介護・福祉サービス

事業	内 容
介護保険訪問介護(ホームヘル	・要介護認定を受けた在宅高齢者に介護保険を使って、訪
プ) (県指定)	問による生活援助、身体介護を提供する。
(鷹島支所)	・鷹島地域唯一の訪問介護事業所
	・業務継続計画の作成(BCP)
介護保険通所介護(デイサービ	・要介護認定を受けた在宅高齢者に介護保険を使って、通
ス) (県指定)	所による入浴、食事等の生活援助を提供する。
(本所・鷹島支所)	・鷹島地域唯一の通所介護事業所
	・業務継続計画の作成(BCP)
介護保険居宅介護支援(市指定)	・要支援・要介護認定者に、介護支援専門員が、在宅介護
(鷹島支所)	保険サービスのケアプランを作成する。
居宅介護予防支援事業所	・鷹島地域唯一の居宅介護支援事業所
(市委託)	・介護予防ケアプランの作成
介護予防・日常生活支援事業	・要支援認定者及び事業対象者と認定された人に、自立支
(市指定)	援訪問介護(ホームヘルプ)、自立支援通所介護(デイサー
自立支援訪問介護	ビス)を提供し、介護予防ケアマネジメントにより、要介
(鷹島支所)	護状態にならないよう介護予防に努める。
自立支援通所介護	・業務継続計画の作成(BCP)
(本所・鷹島支所)	

障害福祉サービス (県指定)

(鷹島支所)

居宅介護 (ホームヘルプ) 重度訪問介護

- ・障がいにより介護が必要な人に、障害者総合支援法により、自宅で入浴や食事などの身体介護や生活援助を提供。
- ・重度訪問介護は、常に介護を必要とする人の自宅や入院 先で身体介護や家事援助を提供。
- ・業務継続計画の作成 (BCP)

令和4年度活動の検証と令和5年度の活動方針

- ・本所の通所介護事業については、利用者が減少傾向にある。移転後事業所の所在が明確でないことから、事業所情報を積極的に発信していく。また、運営については、小規模型の地域密着型通所介護への移行も視野に入れて、検討していく。
- ・鷹島支所の介護事業については、一進一退の状況にあり、鷹島地域の介護サービスの質と量 の確保について、市と協議していく。

6 指定管理事業

事業	内 容
松浦市老人福祉センター(本所) (通称 万年青荘) 松浦市市民福祉総合プラザ4階	・指定管理期間(令和2年4月~令和7年3月)5年間 ・センター利用者に、各種相談に応じ、健康の増進、教養の 向上及びレクリエーション等を総合的に支援する。 ・マイクロバスによる送迎を実施 (月曜日から金曜日9時~16時) ・利用者相談会の定期的な開催。 ・浴場の提供
松浦市高齢者福祉センター (鷹島支所)(通称 水仙苑)	・指定管理期間(令和2年4月~令和7年3年)5年間 ・高齢者に対し、デイサービス、居住機能および交流活動等 を総合的に提供し、高齢者が安心して健康で明るい生活が送 れるよう支援する。 ・生活支援ハウス【1人部屋7室、2人部屋3室】 ・原子力災害時の一時避難場所 ・長崎県原子力防災訓練に参加
松浦市福島総合運動公園 (福島町体育館・福島町武道 館・テニスコート、ソフトボー ル場、ゲートボール場、お祭り 広場等)(福島支所)	・指定管期間(令和4年~令和14年)10年間 ・地域住民にスポーツの場、憩いの場、交流の場を提供。 ・清掃業務、施設・設備管理、利用管理等

令和4年度活動の検証と令和5年度の活動方針

- ・万年青荘の利用者拡大を図るため、今福、御厨地域の中山間地域へ路線を拡大した。引き続き、万年青荘の利用者拡大を図る。
- ・万年青荘を認知症の人と家族の会の集いの場として提供した。引き続き、多様な人が集える場となるよう考えていく。
- ・万年青荘利用者の健康増進と生きがいづくりを目的として、ボランティア活動に取り組んだ。 引き続き実施していきたい。
- ・万年青荘利用者への生活相談、介護相談などに対応していく。
- ・安全に運動ができるよう、引き続き、福島総合運動公園の環境整備に努める。

7 共同募金等及び配分金事業、その他

内 容
・赤十字に関する理解を広める活動を展開し、活動資金の協
力を呼びかけ。赤十字運動月間 毎年5月
・活動資金は、日本赤十字社を通じて赤十字活動である災害
や紛争などに伴う、人道的救援活動などに活用
・市民の協力により寄付していただいた募金の配分金を活用
し、住民の福祉活動や福祉団体の活動を支援
○赤い羽根共同募金運動の実施
運動期間 10月1日~12月31日
個別募金、法人募金、学校募金、街頭募金、イベント募金
募金は、一旦県共同募金会に全納し、翌年度に配分金を収
受され、事業費として利用している。
・募金配分金は、高齢者、障害者、児童等の福祉環境整備の
推進に活用。(ボランティア活動、独居高齢者の食事会、福
祉団体への育成、三世代交流事業、児童青少年の福祉教育等、
地域福祉活動等)
○歳末たすけあい募金運動の実施
運動期間 12月1日~12月25日
個別募金 その他
・募金は、在宅寝たきり高齢者、在宅重度心身障害児・者
低所得者へのお見舞いとして配分

・松浦市福島総合運動公園に隣接する港湾の緑地管理をす
るため植栽の剪定や除草、設備点検等の管理業務
・松浦市民生委員児童委員協議会より事務局の委託を受け、
94名の委員活動をサポートしている。
社協会員の加入促進
・地域福祉事業の重要な財源であり、高齢者の会食サービ
ス、ベンチ等の設置、福祉相談などの事務事業経費に活用。
賛助会員1 口 1000 円
一般会員 1 口 200 円
団体会員1口3000円(社会福祉関係機関、団体、施設等)
特別会員 1 口 5000 円(会社・事業所等)

令和4年度活動の検証と令和5年度の活動方針

・共同募金については市民に向け広く募金活動を行った。その中で3年ぶりに鷹島モンゴルまつり、松浦水軍まつりで街頭募金活動を行うことができた。

募金額 3,346,780円 引き続き、ボランティアの皆様と協力して取り組んでいく。

- ・歳末たすけあい募金額 1, 108, 550円
- ・歳末見舞金の調査に合わせて、要支援者の生活状況など、民生委員と共有を図った。今後も 随時、情報共有を図り、相談体制を構築していく。
- ・民生委員児童委員の一斉改選に伴い、民児協事務局として、研修会等の実施や各種行事の案 内等のほか、個別相談に応じている。引き続き、民生委員の皆様と連携を図っていく。
- ・社協会員について、1月号の社協だよりに、社協会員の団体会員、特別会員について掲載をおこなった。厳しい財政状況を踏まえ、引き続き、市内企業への社協会員への加盟をお願いしていく。